

### 1. 事業のポイント

令和2年に比較して農業生産資材コストは1.2倍、最低賃金が1.3倍と高騰し、農業経営を圧迫しているため、経営コスト上昇に対応した持続的な農業生産への転換を促進するため、①単位収量当たりコスト削減を図る「生産性向上対策」、②労働費の削減を図る「省力化対策」、③設備投資の効率化を図る「リノベーション対策」の3対策を支援する。

### 2. 前進事業「農業資材価格高騰対策緊急支援事業」からの変更点

- ・「生産性向上対策」を新設し、環境制御技術として、日射比例かん水装置や養液システム、パッドアンドファン等を対象に追加
- ・「省力化対策」を新設し、高密度播種用田植機やブームスプレーヤー、複数作業の同時作業機(畝立て同時施肥マルチ等)等を事業対象に追加
- ・「リノベーション対策」として、いちご高設栽培施設の補修・移転、いちご株冷用冷蔵庫への改修、茶製造ラインの改修等を事業対象に追加
- ・産地での普及状況や事業効果を鑑み、一部、前身事業等から事業対象外とする資機材あり
- ・円滑な事業執行に向け、事業スキームは前身事業を踏襲しつつ、事業計画書の内容等については見直し

### 3. 市町、JA等への依頼事項

- ・農業者等への周知及び事業推進、計画書作成に対する指導助言

## 【事業内容】

### 1. 市町、協議会等への助成事業

- ・補助対象者:産地計画または水田農業産地計画を構成する農業者。または、その農業者が組織する団体
- ・補助率:1/2以内(消費税は補助対象外) 補助上限額:5,000千円/取組主体

#### (1)生産向上対策

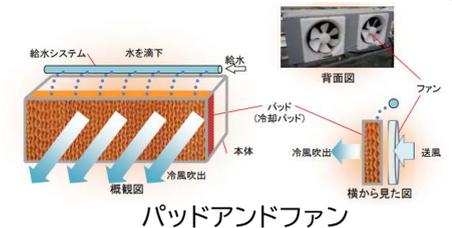
事業目的:生産性向上に資する機器類等の導入を支援することで、単位収量当たりのコスト削減を図る  
事業対象:環境制御装置(日射比例かん水装置、養液システム等)、レーザーレベラー等

#### (2)省力化対策

事業目的:省力化に資する機械等の導入を支援することで、単位面積当たりの労働費の削減を図る  
事業対象:高密度播種用田植機、複数作業の同時作業機、農業用ドローン等

#### (3)リノベーション対策

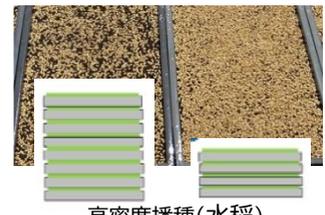
事業目的:施設等のリノベーション、移転等を支援することで、設備投資の効率化を図る  
事業対象:いちご高設栽培施設の補修・移転、いちご株冷用冷蔵庫への改修等、茶製造ライン改修、ハウスの移転、リノベーション(重油漏れ対策を含む)等



パッドアンドファン



炭酸ガス局所施用



高密度播種(水稲)

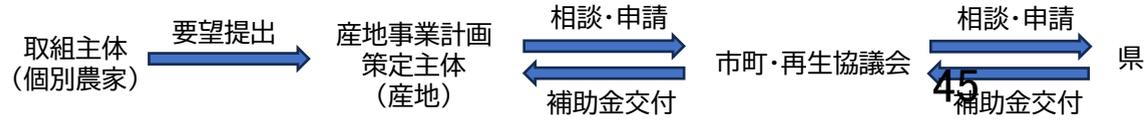


農業用ドローン



茶製造ライン

### 2. 事業スキーム



## 1 現状・課題

・令和2年に比較して農業生産資材コストは1.2倍、最低賃金が1.3倍と高騰し、農業経営を圧迫している状況であり、経営コストの上昇に対応した持続的な農業生産への転換を促進する必要がある。

## 2 事業の目的

・農業資材価格の高止まりが続く中、以下の取り組みを支援することで、経営コスト上昇に対応した持続的な農業生産への転換を促進する。

- ①生産性向上対策（生産性向上に資する機器等の導入により、コスト削減を図る）
- ②省力化対策（省力化に資する機器等の導入により、労働費の削減を図る）
- ③リノベーション対策（施設等のリノベーション等により、設備投資の効率化を図る）

**要望額が予算額を上回った場合は、要望時のポイント上位から採択します。**

## 3 事業内容

### <事業対象者（取組主体）>

産地計画または水田農業産地計画を構成する農業者。または、その農業者が組織する団体農業協同組合（いちご株冷用体制整備にかかる取組のみ対象）

### <補助率>

機器等の導入に要した経費（消費税及び地方消費税を除く）の1/2以内

### <補助上限額>

1取組主体あたり500万円

### <対象機器等> 税抜きで50万円以上の機器等を対象

（ただし、いちご株冷用体制整備（コンテナ）および農業用油流出防止対策は除く）

#### ①生産性向上対策

- ・統合（複合）環境制御装置
- ・炭酸ガス発生装置（局所含む）
- ・日射比例かん水装置【花き、野菜】
- ・養液システム【野菜】
- ・自動換気装置
- ・ヒートポンプ【花き、野菜】
- ・細霧冷房装置【花き】
- ・パッドアンドファン【花き】
- ・レーザーレベラー【農産】※1

#### ②省力化対策

- ・高密度播種用田植機
- ・乾田直播用ローラー※2
- ・水田水管理システム
- ・ショートディスク（ディスクティラー）【農産】※3
- ・直進アシストシステム（※1～3とあわせて導入する場合に限る）
- ・光防除（UV-B）【花き】
- ・収穫機【野菜】
- ・移植機【葉たばこ、野菜】
- ・農業用ドローン【農産、果樹、野菜】
- ・ブームスプレイヤー【野菜】
- ・複数同時作業機【野菜】
- ・いちごフィルム張り機
- ・自動灌水装置【花き、野菜】
- ・自走式防除機【花き】
- ・家庭用選果機一式（AI選果機を含む）【果樹】
- ・ラジコン草刈り機【畦畔用、果樹】
- ・ウッドチッパー【果樹】
- ・スピードスプレーヤ【果樹】
- ・乗用草刈り機【果樹】

#### ③リノベーション対策

- ・いちご株冷用体制整備（改修）
- ・いちご株冷用体制整備（コンテナ）
- ・いちご高設栽培移設
- ・いちご高設栽培リノベーション
- ・ハウス移転
- ・ハウスリノベーション
- ・重油漏れ対策（油濁賠償責任保険への加入等を要件とする）
- ・茶製造ライン
- ・茶防霜ファン

# 持続的な農業生産体制構築促進事業の事業運用について

## (1) 取組主体

- ・産地計画または水田農業産地計画を構成する農業者。または、その農業者が組織する団体
- ・JA(いちご株冷処理に関連する取組のみ)

## (2) 補助率等

- 補助率: 1/2以内(市町の義務負担なし)、補助上限額: 500万円/取組主体
- ※税抜き50万円以上の機器類を対象(ただし、いちご株冷用体制整備(コンテナ)および農業用油流出防止対策は除く)
- ※取組主体に関わらず消費税は対象外
- ※複数産地で申請される者については、各品目の補助金額を合算

## (3) 採択要件

- ・別に定める成果目標を1つ以上設定し、達成が可能と認められる者であること
- ・別に定める対象機器毎の採択基準(対象品目、下限受益面積)を原則として満たしていること(満たすことが確実と見込まれること)。
- ※ただし、基準に定めていない品目や下限受益面積以下の取組については、規模決定根拠等の審査等の上、適当だと認められた場合は対象とすることができるとする。
- ・事業実施後、7年以上の営農継続が可能と認められる者であること

## (4) 採択の考え方

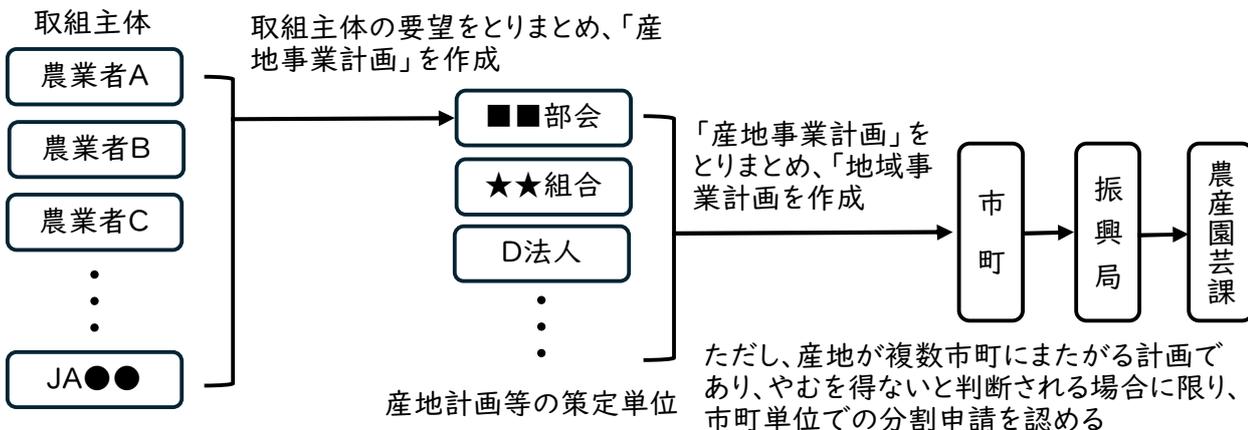
- ・予算の範囲内において、ポイント上位から採択する
- ・要望が予算を越える場合にあっては、満額配分が可能なポイントまで予算を配分し、次点ポイントの者については①市町の優先順位が高い産地の取組、②生産性向上対策の取組、③補助対象事業費が小さい取組の順に優先して予算を配分することとする
- ・なお、特段の事情がある場合にあっては、農林部内での協議を行った上で、配分を行うことを可能とする

## (5) 要望調査のスケジュール案

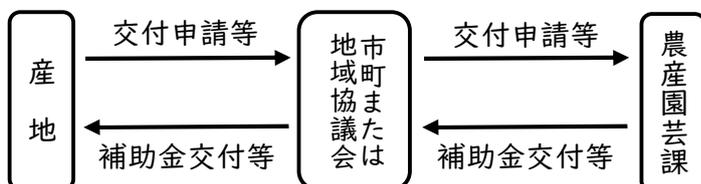
- 要望調査開始: 3月13日(金) 予算成立後
  - 第1回締め切り: 3月31日(火)
  - 第2回締め切り: 4月30日(木)
  - 第3回締め切り: 5月28日(木)
- 以降については、予算状況により検討する

## (6) 事業スキーム

### 【計画申請の流れ】



### 【補助金申請の流れ】



◎補助金事務の改善点

- ①費用対効果分析については、県において対象機器類を選定しているため、不要とする（農業資材価格高騰対策緊急支援事業と同様の対応）
- ②対象機器毎の採択基準（対象品目および下限受益面積）を満たす場合にあっては、規模決定根拠の提出を省略できるものとする。  
※ただし、想定事業費を上回る等、事業計画の妥当性を審査する上で必要性がある場合は、規模決定根拠は提出しなければならないと別途、規定。
- ③入札においては、これまで同様、市町の規定に準じた指名業者数の確保を求めるが、事業計画申請時の参考見積書については、1者でも可とする。
- ④物品売買契約にて対応する取組にあっては、見積書（納品書）に数量計算等が適正に記載されている場合限り、実施（出来高）設計書の提出を省略できるものとする。  
※一式等の標記で積算が不明な場合は、設計書の提出が必要
- ⑤入札関連資料としては、入札結果一覧と契約書の写しの提出は必須とし、入札書、委任状、予定価格調書の写しの提出は除くことができる。（完了確認検査時に関係書類は確認）

◎ポイント配分基準

項目	ポイント	留意点等
園芸振興計画における重点推進品目または水田農業産地計画に位置付けられた品目	1	
産地計画構成員取組計画または水田農業産地計画における重点推進対象者リストに位置付けられた者（見込み含む）	2	見込みとは、令和8年12月までに産地計画構成員取組計画または重点推進対象者リストを策定し、位置付けられる見込みの者
第4期ながさき農林業・農山村活性化計画のKPI達成に直接寄与する取組	1	水稻：密苗・直播技術導入用機械、みかん・中晩柑：農業用ドローン、花き：炭酸ガス発生装置、日射比例かん水装置、いちご・トマト・きゅうり：炭酸ガス発生装置、アスパラガス：自動灌水装置
認定農業者および認定新規就農者である者	1	計画申請時点で認定されていること
地域計画において担い手として位置づけられた者	1	計画申請時点で位置付けられていること
取組主体が45歳未満または45歳未満の後継者を有している者（ともに常時農業に従事している者に限る）	1	常時とは年150日以上、農業に従事していることとする
集落営農組織の取組	1	
受益品目について、次年度までに15%以上の規模規模拡大が確実な者	1	
共同利用の取組の場合	1~4	受益農家数の平方根（整数）をポイント化 最大4ポイント
収入保険または重油等の流出に対応した各種保険へ加入している者（加入することが確実と認められる者）	1	ただし、農業用油流出対策実施者については、必ず油流出に対応した保険への加入することを要件
市町ポイント	1	認定農業者数に応じて配分
1,000万農家の支援対象者の取組	1	振興局において整理
振興局ポイント	1	認定農業者数等に応じて配分

持続的な農業生産体制構築促進事業にかかる成果目標の設定について

区 分	成果目標項目	単位	割合下限	備 考
生産性向上対策	総出荷量または単位面積あたり出荷量の増加	kg、kg/10a	10%以上増加	
	総販売額または単位面積あたり販売額の増加	円、円/10a	10%以上増加	
	上位規格品の出荷割合の増加	%	10pt以上増加	ブランド率、秀品率、1等米比率等
	単位時間あたり生産量の増加	kg/h	10%以上増加	総収量/総労働時間
省力化対策	単位面積あたり労働時間または単位出荷量あたり労働時間の削減	時間/10a、時間/kg	10%以上削減	
	単位面積あたり生産コストまたは単位出荷量あたり生産コストの削減	円/10a、円/kg	10%以上削減	
	総出荷量または単位面積あたり出荷量の増加	kg、kg/10a	10%以上増加	省力化+規模拡大・管理徹底による単収向上を想定
	総販売額または単位面積あたり販売額の増加	円、円/10a	10%以上増加	省力化+規模拡大・管理徹底による品質向上を想定
	上位規格品の出荷割合の増加	%	10pt以上増加	ブランド率、秀品率、1等米比率等
	単位時間あたり生産量の増加	kg/h	10%以上増加	総収量/総労働時間
	経営規模の拡大	a	10%以上増加	省力化+規模拡大を想定
リノベーション対策	経営規模の拡大	a	10a以上拡大	ハウス移転やリノベーションによる投資額の確保
	総出荷量または単位面積あたり出荷量の増加	kg、kg/10a	10%以上増加	いちごベンチ移転、改修による単収向上等
	総販売額または単位面積あたり販売額の増加	円、円/10a	10%以上増加	
	輸出に対応した面積の拡大	a	10a以上拡大	茶のみ
	重油漏れ対策は不要	—	—	

※複数の区分で取組む場合にあっては、水色塗りつぶしの項目から選定すること

持続的な農業生産体制構築促進事業にかかる採択基準

事業区分	事業内容	対象分類	対象品目	下限受益面積 (a)
生産性向上対策	統合(複合)環境制御装置	果樹、花き、野菜	施設かんきつ(みかん、中晩柑)、施設花き(きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ガーベラ、洋らん、鉢物)、施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、なす)	10a以上
	炭酸ガス発生装置(局所含む)	果樹、花き、野菜	施設かんきつ(みかん、中晩柑)、施設花き(きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ガーベラ、洋らん、鉢物)、施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、なす)	5a以上 ※能力はカタログ等にて判断
	日射比例かん水装置	花き、野菜	施設花き(きく、カーネーション、トルコギキョウ)、施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、なす)	5a以上
	養液システム	野菜	施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、なす)	10a以上
	自動換気装置	果樹、花き、野菜	施設かんきつ(みかん、中晩柑)、施設花き(きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ガーベラ、洋らん、鉢物)、施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、なす)	5a以上
	レーザーレベラー	農産	水稻・麦・大豆	【作業幅】 2m~3m:6.0ha以上 4m~ :8.0ha以上
	ヒートポンプ	花き、野菜	施設花き(きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、洋らん、鉢物)、施設野菜(トマト、きゅうり、なす)	5a以上 ※能力・必要台数はカタログ等にて判断
	細霧冷房装置	花き	きく	10a以上
	パッドアンドファン	花き	ばら	10a以上
省力化対策	高密度播種用田植機	農産	水稻 ※田植え機のみ対象 (田植え機本体にない機能のオプション追加は対象外)	4~5条植え: 4.0ha以上 6条植え: 8.0ha以上
	乾田直播用ローラー	農産	水稻	【振動鎮圧ローラー】 5.0ha以上 【ケンブリッジローラー】 ・幅250cm~450cm: 5.0ha以上 ・幅451cm~650cm: 7.0ha以上
	ショートディスク (ディスクティラー)	農産	水稻・麦・大豆	5.0ha以上 ※対象品目の中で、最大面積の品目とする
	直進アシストシステム	農産	水稻・麦・大豆	本体部分の規模で確認 ・「レーザーレベラー」、「乾田直播用ローラー」、「ショートディスク(ディスクティラー)」を導入する場合のみセットとして対象 ※その他機械、単品での導入は不可 ※※1農機に対して1個
	水田水管理システム	農産	水稻	10ha以上
	光防除(UV-B電球)	花き	施設花き(きく、ばら、カーネーション(UVBのみ))	5a以上
	収穫機	野菜	露地野菜(ばれいしょ、にんじん、だいこん、たまねぎ、白ねぎ、かんしょ)	ばれいしょ、にんじん、だいこん:2ha以上、たまねぎ、白ねぎ:80a以上
	移植機	たばこ、野菜	葉たばこ、露地野菜(ばれいしょ、ブロッコリー、レタス、たまねぎ)	たばこ:2ha以上 野菜:1条 2ha以上 :2条 3ha以上

事業区分	事業内容	対象分類	対象品目	下限受益面積 (a)
省力化対策	農業用ドローン	農産、果樹、野菜	農産:米、麦、大豆 果樹:みかん、中晩柑 野菜:ばれいしょ、にんじん、だいこん、レタス、たまねぎ、白ねぎ、かんしょ	農産:10ha以上 果樹:4ha以上 野菜:5ha以上
	ブームスプレーヤー	野菜	露地野菜(ばれいしょ、にんじん、だいこん、たまねぎ、レタス、ブロッコリー、白ねぎ)	3.5ha以上
	複数同時作業機	野菜	露地野菜(ばれいしょ、にんじん、だいこん、たまねぎ、レタス、ブロッコリー、白ねぎ、かんしょ)	3.5ha以上
	いちごフィルム張り機	野菜	いちご	20a以上
	自動灌水装置	花き、野菜	施設花き(きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ガーベラ、洋らん、鉢物)、施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、ナス、アスパラガス)	10a以上
	自走式防除機	花き	きく	10a以上
	家庭用選果機一式(AI選果機を含む)	果樹	みかん、中晩柑(処理能力向上の場合)	2ha以上
	ラジコン草刈り機	—	畦畔用:品目設定なし 果樹:みかん、中晩柑、びわ、ぶどう、なし	畦畔用:10ha以上(関連圃場面積) 果樹:7ha以上
	ウッドチップパー	果樹	みかん、中晩柑	2.5ha以上
	スピードスプレーヤー	果樹	みかん、中晩柑、ぶどう、なし	3ha以上
	乗用草刈り機	果樹	みかん、中晩柑、ぶどう、なし	1.5ha以上
リノベーション対策	いちご株冷用体制整備(改修)	野菜	いちご	—
	いちご株冷用体制整備(コンテナ)	野菜	いちご	—
	いちご高設栽培移設	野菜	いちご	8a以上
	いちご高設栽培リノベ	野菜	いちご	5a以上
	ハウス移転	果樹、花き、野菜	施設果樹(みかん、中晩柑、びわ、もも、ぶどう)、施設花き(きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ガーベラ、スカビオサ、洋らん、鉢物)、施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、なす、スイカ、スイートコーン、メロン、マメ類、にがうり、にら、しょうが)	8a以上
	ハウスリノベーション(園芸用ハウスの補強、補修)	果樹、花き、野菜	施設果樹(みかん、中晩柑、びわ、もも、ぶどう)、施設花き(きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ガーベラ、スカビオサ、洋らん、鉢物)、施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、なす、スイカ、スイートコーン、メロン、マメ類、にがうり、にら、しょうが)	8a以上
	農業用油流出対策(油配管の地上化、防油堤の設置)	果樹、花き、野菜	施設果樹(みかん、中晩柑、びわ、もも、ぶどう)、施設花き(きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ガーベラ、スカビオサ、キンギソウ、洋らん、鉢物)、施設野菜(いちご、トマト、きゅうり、なす、スイカ、メロン、マメ類)	以下の取組を事業要件とする ・油流出に対応した保険への加入 ・産地での油流出対策の実施 ①部会における啓発活動 ②利用開始時の点検 ③加温機の清掃等のメンテナンス
	茶製造ライン	茶	茶	1ha以上
茶防霜ファン	茶	茶	10a以上	

持続的な農業生産体制構築促進事業 要望調査表(様式1-1)

(●●市町)

No.	取組主体名	産地名	受益品目	市町名	受益戸数	事業区分	事業内容	事業費(税込)(円)	事業費(税抜)(円)	県補助金(円)	ポイント合計	重点推進品目または水田農業産地計画の品目	産地計画構成員取組計画または水田計画の重点推進対象者リストに位置付けられた者	活性化計画のKPI達成に直接寄与する取組	認定農業者または認定新規就農者	地域計画における担い手	45歳未満または45歳未満の後継者を有する	集落営農組織の取組	10%以上の規模拡大	共同利用の取組	収入保険または油濁保険への加入	市町ポイント
												1	2	1	1	1	1	1	1~4	1	1	
1									0	0												
2									0	0												
3									0	0												
4									0	0												
5									0	0												
6									0	0												
7									0	0												
8									0	0												
9									0	0												
10									0	0												
11									0	0												
12									0	0												
13									0	0												
14									0	0												
15									0	0												
16									0	0												